

町県民税・所得税 申告は正しくお早めに！

町県民税の申告

町県民税(個人住民税)の申告受付を2月16日(木)から3月15日(木)、役場第二庁舎3階301会議室で行います。(土・日曜日は閉庁です。受付日程は右表をご覧ください)

申告が必要な方

平成24年1月1日現在、町内にお住まいで、次のいずれかに該当する方。

- 町県民税の申告書が届いた方
 - 事業(農業・営業等)を営む方、不動産収入(地代・家賃)、雑所得(公的年金等)、配当所得等があった方
 - 次の給与所得者
 - ・勤務先から給与支払報告書が松伏町に提出されていない方
 - ・給与以外に所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える方は所得税の確定申告が必要です)
- ※町内に住所はないが、町内に事務所や事業所、又は家屋敷のある方も申告が必要です。
※確定申告をする方は、町県民税の申告は不要です。

町県民税申告書について

1月下旬に去年の申告実績をもとに送付しました。送付されていない方で申告が必要になった場合は税務課や申告会場に用意してあります。
また、申告書は郵送でも受け付けます。申告書に同封の「申告書の書き方」の記載例を参考に、該当欄を記入し、次のものを返信用封筒で送付してください。
④ 年末調整が済んでいる給与所得者は申告書と源泉徴収票
⑤ ④以外の方は申告書と「申告の時に必要なもの」(後記の①～④)

昨年中に所得がなかった方

○申告書下段の「収入がない方・非課税収入のみの方」の記入欄に必要事項を記入して送付してください。

申告をしないとこんな時に困ります

申告をしないと、年金、住宅ローン、保育所入所や公営住宅入居申請等の際に必要となる各種証明書(所得課税扶養・非課税・納税等各種証明書等)を発行できませんので、ご注意ください。
また、期限内に申告を済ませるようお願いします。

役場では、消費税、贈与税、住宅借入金等特別控除、土地・建物・株式等の譲渡による分離課税、損失、青色、雑損控除、海外居住の扶養親族控除の申告の相談及び受付は行いません。申告受付は、越谷税務署(2月9日(木)から3月15日(木)はイオンレイクタウン会場)でお願いします。

申告の時に必要なもの

- ①源泉徴収票(給与所得・公的年金等)又は事業主からの支払証明書
- ②事業所得者、不動産所得者、農業所得者は、完成した収支内訳書、帳簿など
(収支内訳書は事前に作成してください。未作成の場合は、役場では受付できません。)
- ③国民健康保険税、国民年金、生命保険、地震保険などの控除を受ける方は支払った証明書または領収書等
- ④医療費控除等を受けられる方は、病院の領収書等
(事前に個人別、病院別の集計をお願いします。)
- ⑤印鑑

町県民税・所得税申告受付日程

受付：午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分

日 程	受付対象者など	会 場
2月8日(水)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター
9日(木)	大川戸・金杉	大川戸農村センター
10日(金)	築比地・魚沼	農村トレーニングセンター
2月16日(木) 17日(金) 20日(月)	給与所得者で 還付申告の方	役場第二庁舎 3階 301会議室
2月21日(火)	松葉・田島・田島東	
22日(水)	上赤岩・下赤岩	
23日(木)	大川戸・金杉	
24日(金)	築比地・魚沼	
27日(月)	田中	
28日(火)	ゆめみ野・ゆめみ野東	
29日(水)	松伏(1番地～2500番地)	
3月1日(木)	松伏(2501番地～)	
3月2日(金) 5日(月) 6日(火)	営業所得の方	
3月7日(水) ～15日(木) (土・日を除く)	上記以外の方 又は上記の日程で 都合の悪い方	

※上記日程で都合の悪い方は、3月11日(日)も受付します。(役場第二庁舎3階301会議室・午前9時～正午)

確定申告の会場が
イオンレイクタウン kaze 3階イオンホールに変わります！
詳しくは、下記をご確認ください。

所得税(国税)の確定申告

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び確定申告書の受付は2月16日(木)から3月15日(木)の平日及び2月19日(日)と2月26日(日)に行います。
申告書はe-Tax、郵送又は信書便による郵送、税務署時間外収受箱への投かんにより提出することができます。

申告すれば所得税が戻る方

次のような場合は、確定申告書を提出することによって源泉徴収された所得税が還付されることがあります。なお還付を受けるための申告は2月15日(水)以前でも受け付けます。
○年金収入(1カ所からの支給)のみの方で、源泉徴収されている方
○給与所得者で、次のような方

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
- ・多額の医療費を支払った方
(事前に個人別、病院別の集計をお願いします)
- ・一定の要件に該当する寄附金を支払った方
- ・住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入又は大規模な修繕・増改築をした方

 なお、詳しくは国税庁ホームページで確認されるか、税務署にお問い合わせください。

還付申告会 (役場第二庁舎3階301会議室)

日 程	受付時間	内 容
1月31日(火)	午前9時30分 ～11時30分	医療費控除
2月2日(木)	午後1時30分 ～3時30分	年金受給者の方
		年末調整がお済みでない方

※所得税の還付申告(必要書類等)については、広報まつぶし1月号(5ページ)を参考にしてください。

年金所得者の方の確定申告手続不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました(この場合であっても、町県民税(住民税)の申告は必要です)。
また、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。

東日本大震災により被害を受けられた方へ

東日本大震災によりご自身や扶養親族が所有する資産に被害を受けられた方は、確定申告により、所得税の軽減・免除を受けられる場合があります。詳しくは国税庁ホームページの「東日本大震災により被害を受けた場合等の税金の取扱いについて」をご覧ください。
なお、申告受付は越谷税務署(2月9日(木)から3月15日(木)はイオンレイクタウン会場)になります。

確定申告受付日程

原則として土・日曜日は除きます。

越谷税務署

日 程	内 容	受付時間
1月4日(水) ～2月8日(水)	還付申告全般	午前8時30分 ～午後5時

イオンレイクタウンkaze3階イオンホール

日 程	受付時間	内 容
2月9日(木) ～2月15日(水)	午前9時 ～午後4時	還付申告全般
2月16日(木) ～3月15日(木)		納税・還付の 申告全般
休日 受付	2月19日(日) 2月26日(日)	

※混雑状況等により、受付終了時間を早める場合があります
※2月9日(木)～3月15日(木)の期間は越谷税務署庁舎では確定申告の相談は行っておりません。
※イオンレイクタウン会場では現金納付の窓口業務は行いません。お近くの金融機関をご利用ください。

納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納付期限は、3月15日(木)です。申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

振替納税

振替日(4月20日(金))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。事前に口座の残高をご確認ください。

現金納付

納付期限(3月15日(木))までに金融機関又は所轄の税務署で納付してください。

電子納税

国税庁ホームページでご確認ください。